

福岡県非行防止・ネット依存防止地域ミーティング実施要領

第1条 目的

本事業は、地域団体等が青少年に関わる問題に関する学習会を実施する場合に、県が主催者からの依頼内容に応じて講師を紹介することにより、地域における青少年に関わる問題に対する理解の促進と問題意識の高揚を図ることを目的とする。

第2条 事業内容

県内の地域、学校、団体、企業等において、青少年に関わる問題に関する学習会を開催する場合に、県が選定した講師を紹介する。

第3条 適用対象

(1) 本事業の適用対象となる学習会は、次の各号の要件を満たすものとする。

ア 学習会の目的

非行やネット依存をはじめ、青少年に関するさまざまな問題をテーマとし、その理解や対応について、家庭、学校、地域での取組を促す目的で実施されるもの。ただし、受講対象に青少年を含むものを除く。

イ 学習会の形式

概ね10名以上の者が受講する講演もしくは実践講座（受講者の主体的な学習を促す受講者参加型の形式（ワークショップ、討議、意見交換、事例研究等））等の形式によるもの。

ウ 学習会の主催者

県内のPTA、子ども会、自治会、地方公共団体、その他団体・企業等

エ 学習会の受講対象者

県内に在住・在勤する者

オ 学習会の開催場所

原則として県内で開催するものに限る。

(2) 次の各号に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、対象としない。

ア 営利を目的に実施するもの

イ 特定の政治的又は宗教的活動を目的に実施するもの

ウ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者が実施するもの

エ 第1項の各号及びその他本事業の趣旨に反するもの

第4条 実施方法

本事業を活用した学習会は、次に掲げるいずれかの方法で行うものとする。

(1) 講師が直接会場に出向き、対面にて講演等を行う。

(2) 講師が直接会場に出向き、主催者が準備する機材、システム等を利用して、参加者に対してオンラインで講演等を行う。

(3) 講師が職場や自宅等から、主催者が指定するシステム等を利用して、参加者に対し

てオンラインで講演等を行う。

第5条 紹介申請

学習会の主催者は、講師の紹介を受けようとするときは、学習会を開催しようとする日の30日前までに申請様式（様式1）を福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課長（以下「青少年育成課長」という。）に提出するものとする。

第6条 講師決定

青少年育成課長は、主催者から前条の申請があったときは、本事業の講師として登録されている者から、主催者の希望等により選定するものとする。

第7条 学習会の実施結果報告

学習会的主催者は、当該学習会の終了後、すみやかに実施報告様式（様式2）を青少年育成課長に提出しなければならない。

第8条 費用の負担

講師に対する謝金及び旅費は、学習会的主催者が負担するものとする。

第9条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は青少年育成課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月10日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年1月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。